

令和9年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、令和9年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

記

1. 求人受理及び推薦選考期日について

◎ 中学校卒業予定者

- (1) 求人申込みの受理は、求人事業所を管轄する公共職業安定所（以下、「安定所」という。）において、令和8年6月1日から開始するものとする。
なお、他安定所への求人連絡は令和8年7月1日以降とする。
- (2) 推薦及び選考開始期日は、令和9年1月1日以降とする。
- (3) 採用内定の開始時期は、選考開始と同日以降とする。

◎ 高等学校卒業予定者

- (1) 安定所における求人申込みの受理は、求人事業所を管轄する安定所において、令和8年6月1日から開始するものとする。
- (2) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和8年7月1日以降とする。
- (3) 学校における求人の申込みの受理は、令和8年7月1日以降開始するものとする。
また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和8年7月1日以降に行うものとする。
(注) 安定所に所定の求人申込書を提出し作成された求人票に確認を受けた後（確認印押印）に高等学校に求人申込みを行うものとし、この手続きによらない求人申込みがあった場合には、高等学校は生徒の推薦を行わず、安定所で確認を受けた求人票の提出を待って推薦するものとする。
- (4) 推薦開始期日は、推薦文書の到達が令和8年9月5日以降とし、選考開始期日は、令和8年9月16日以降とする。
なお、9月30日以前に応募・推薦を行う場合は従来どおり1人1社制とし、10月1日以降に応募・推薦を行う場合は、1人2社までを可能とする。
- (5) 採用内定の開始時期は、選考開始と同日以降とする。

2. 求人秩序の確立について

中学校卒業予定者及び高等学校卒業予定者を対象とする求人活動については、その自主的な活動を尊重するが、適正な職業選択を阻害するものについては必要な指導を行うものとする。

(1) 家庭訪問の禁止について

求人者またはその委託を受けた者が直接家庭訪問し、新規学校卒業者を対象とする求人活動を行うことを禁止する。

(2) 利益供与の禁止について

求人者またはその委託を受けたものが、新規学校卒業者・保護者・その他の関係者に対し金品または利便の供与を行うことを禁止する。

(3) 文書募集について

新聞広告等による文書募集については次によることとする。

① 中卒者を対象とする文書募集は行わないこと。

② 高卒者を対象とする文書募集は、卒業年の前年（令和8年）の7月1日以降とすること。

これを行う場合は次の条件によること。

ア. 安定所へ申込みを行った求人であること。

イ. 求人者管轄安定所名・求人受付番号を記載すること。

ウ. 求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。

エ. 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

(4) 学校訪問について

求人活動としての学校訪問は安定所の確認を受けた求人票によることとし（7月1日以降）、訪問時間は事前に学校へ連絡し了解を得たうえ、学校教育に支障のない時間とすること。

(5) 駐在員に対する指導について

企業が配置する現地労務担当者（駐在員）の業務は次のとおりとし、安定所はその活動が適正に行われるよう指導するものとする。

①従業員の定着対策に関すること。

②求人活動のための学校訪問に関すること。

③採用選考に関すること。

3. 応募書類の取扱いについて

求人者が、選考に際して徴することができる応募書類は、全国的に定められた様式による書類のみとし、他の書類（社用紙、戸籍謄・抄本、住民票）の提出は求めないこととする。

(1) 新規中学校卒業予定者……「職業相談票（乙）」を使用すること。

(2) 新規高等学校卒業予定者……統一応募書類「履歴書」、「調査書」を使用すること。

4. 採用選考について

- (1) 採用選考に当たっては、本人の適性・能力等を中心にしてこれを行い、出身地・家族の職業・経済的条件・家庭環境等を採否決定の判断資料とすることなく、公正な選考がなされるよう配慮すること。
- (2) 定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との差別的な取扱いを行わないよう配慮すること。
- (3) 男女雇用機会均等法に基づき、募集・採用について女性に対する差別を行わず、同法の趣旨に沿った採用活動が行われるよう配慮すること。
- (4) 障害者に対しては、広く就職の機会が得られるよう格別の配慮をすること。

5. 選考結果の通知について

選考後はできる限りすみやかに採否を決定し、選考を受けた生徒及び学校にその旨を通知すること。

なお、不採用者については、応募書類を学校あて速やかに返戻するとともに、不採用とした理由を具体的に明示すること。

6. 就業開始期日について

中卒者については、労働基準法第56条の規定により令和9年4月1日以降とすること。

高卒者についての就業開始（実習、研修中の講習等を含む。）の時期は、卒業後とすること。

令和8年3月19日

大 分 労 働 局 長
大 分 県 教 育 委 員 会 教 育 長
大 分 県 総 務 部 長
大 分 県 商 工 観 光 労 働 部 長
大分県立学校長協会就職対策委員長
大分県高等学校進路指導協議会長
大分県私立中学高等学校協会长
大 分 県 経 営 者 協 会 長
大 分 県 商 工 会 議 所 連 合 会 長
大 分 県 商 工 会 連 合 会 長
大 分 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 長